

◎新潟県告示第986号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部において縦覧に供する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

東島2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から27号までを順次結んだ線及び標柱27号と1号を結んだ線に囲まれた区域

新潟市秋葉区東島

大坪

213番5	1号
227番2	2号、4号、5号及び6号
227番3	3号
227番1	7号及び8号

大沢

590番1	9号及び10号
592番1	11号及び12号
591番1	13号
590番1	14号、15号及び16号
582番38	17号
582番2	18号
582番39	19号
582番2	20号

大坪

228番	21号及び22号
227番1	23号、24号及び25号
226番1	26号
214番1	27号